

出水市告示第134号

出水市建設技術者・技能労働者新卒者雇用支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年 7月 8日

出水市長 椎 木 伸 一

出水市建設技術者・技能労働者新卒者雇用支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、インフラの担い手である建設産業の従事者の確保・育成のため、新卒者を常勤の技術者又は技能労働者として雇用する建設事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、出水市補助金等交付規則（平成18年出水市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設事業者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により建設業の許可を受け、かつ、出水市建設工事入札参加資格審査要綱（平成19年出水市告示第44号）に基づき出水市の建設工事の入札参加資格を有する事業者であって、本市内に本店又は事業本部等を有し、常勤の技術者及び技能労働者を雇用するものをいう。
- (2) 技術者 建設業法第26条に規定する主任技術者であって、建設事業者の

本店又は事業本部等に勤務するものをいう。

- (3) 技能労働者 建設工事の直接的な作業を行う技能を有する労働者であつて、建設事業者の本店又は事業本部等に勤務するものをいう。
- (4) 建設工事 建設業法第2条に規定する建設工事をいう。
- (5) 新卒者 学校等を卒業し、又は修了した後、形態を問わず他に雇用されたことのない者をいう。
- (6) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校、大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校若しくは専修学校（高等課程又は専門課程に限る。）又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定に基づく職業能力開発大学校その他これらに類する学校をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、新卒者を常勤の技術者又は技能労働者として雇用し、当該新卒者に奨励金（通常支払われる賃金、給料、手当、賞与等以外に支払われる金銭をいう。以下同じ）を支給する建設事業者とする。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、新卒者（雇用してから1年の者に限る。）に支給する奨励金（新卒者1人当たり10万円以上に限る。）とする。

2 補助金の額は、奨励金を支給した新卒者1人当たり5万円とし、1建設事業者当たり2人までとする。

（補助金の交付の申請）

第5条 規則第3条の補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）は、第1号様式によるものとし、当該交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 新卒者の学歴等新卒であることが分かる書類
- (2) 新卒者が検定・講習会等を受講した証拠書類の写し
- (3) 新卒者の工事履歴が分かる書類
- (4) 新卒者の健康保険証の写し
- (5) 新卒者が発行する奨励金の領収書

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定等)

第6条 市長は、交付申請書を受理した場合は、規則第4条及び第14条の規定に基づき補助金の交付の決定及び額の確定を行うものとし、建設技術者・技能労働者新卒者雇用支援補助金交付決定及び交付確定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、第3号様式によるものとする。

(補助金の交付の決定及び額の確定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定及び額の確定を受けたと認めるときは、規則第17条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定の全部又は一部を取り消すことがある。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定及び額の確定の取消しをしたときは、規則第18条第1項の規定により、補助事業者に既に交付した補助金の返還を求めるものとする。

2 補助金の返還を求められた補助事業者は、規則第19条の規定により補助金の返還をしなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年7月 日から施行し、同年4月1日以後に建設事業者が雇用した新卒者に対する奨励金から適用する。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

申請者 所在地

事業者名

代表者名

印

建設技術者・技能労働者新卒者雇用支援補助金交付申請書

建設技術者・技能労働者新卒者雇用支援補助金を交付くださるよう出水市補助金等交付規則第3条及び出水市建設技術者・技能労働者新卒者雇用支援補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 関係書類

- (1) 新卒者の学歴等新卒であることが分かる書類
- (2) 新卒者が検定・講習会等を受講した証拠書類の写し
- (3) 新卒者の工事履歴が分かる書類
- (4) 新卒者の健康保険証の写し
- (5) 新卒者が発行する奨励金の領収書

第2号様式（第5条関係）

出 第 号
年 月 日

様

出水市長



建設技術者・技能労働者新卒者雇用支援補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった建設技術者・技能労働者新卒者雇用支援補助金については、出水市補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定し、同規則第14条の規定により、交付額は交付決定額と同額に決定したので通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）出水市長

補助事業者 所在地
事業者名
代表者名 印

建設技術者・技能労働者新卒者雇用支援補助金交付請求書

年 月 日付け出 第 号の交付決定及び交付確定通知に基づき建設技術者・技能労働者新卒者雇用支援補助金を交付くださるよう、出水市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先

| | | |
|---------------|------------------|----------------|
| 金融機関名 | 銀行・金庫 組合・農協 | 本店・支店 本所・支所 |
| 口座種別 | 普通 ・ 当座 ・ その他（ ） | |
| 口座番号 | | |
| フリガナ 口座名義人 | | |